

第1号議案

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を図るため、所用の改正を行う必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「という。）」の次に「のある職員」を加え、「、前項」を「、前2項」に、「読み替える」を「、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市職員の育児休業等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「勤務時間条例第14条」を「労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条」に改め、「による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。）」を加え、「第15条の2」を「第15条の2第1項」に改め、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。）」を加え、同条第3項中「非常勤職員等」を「非常勤職員」に、「第61条第32項におい

て読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に、「当該育児時間」を「当該時間」に、「」で」を「で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第 1 条の規定による改正後の豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。